

○杉戸町みんなでつくるまちづくり支援金審査委員会設置要綱

平成22年1月22日

告示第9号

改正 平成30年3月30日告示第12号

令和2年1月9日告示第2号

(設置)

第1条 杉戸町みんなでつくるまちづくり支援金交付要綱に基づく支援金の交付申請等に関し、適正な審査を行うため、杉戸町みんなでつくるまちづくり支援金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支援事業等の審査に関すること。
- (2) 町長への審査結果の報告に関すること。
- (3) その他支援事業の審査に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募に応募した町民のうちから5人以内
- (2) 町職員から5人以内

3 前項第1号の規定に基づく委員の数が5人に満たない場合において、町長が特に必要と認めるときは、町民の有識者を委員として委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その

職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、審査のため必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第12号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月9日告示第2号)

この告示は、公布の日から施行する。